

証券コード 6307
2025年6月6日

株 主 各 位

大阪市淀川区西宮原一丁目6番2号
サンセイ株式会社
代表取締役社長 小 嶋 敦

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://sansei-group.co.jp/pages/35>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主総会招集ご通知」をご選択のうえ、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6307/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンセイ」または「コード」に当社証券コード「6307」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後6時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市淀川区西宮原一丁目3番35号
大阪ガーデンパレス2階 桐の間
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第70期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第70期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

議案 剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。
詳細は次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後6時入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後6時到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>



① 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027（9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境を中心に回復基調の維持が見受けられたものの、世界各国の金融引締めや地政学的リスク等の懸念から、先行き不透明な状況となりました。

当社グループの係わる建設業界におきましては、政府・民間ともに建設投資は堅調を維持しているものの、原材料価格の高止まりや慢性的な人手不足等の影響により引続き厳しい事業環境となりました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度における事業の概況につきまして申し上げます。

受注高につきましては、 Gondola・舞台部門は、年間を通して好調な受注獲得を達成し、39億1千3百万円と前期に比べ13.3%の増加となりました。

海洋関連部門は、好調であった前期に比べ例年並みの受注獲得となり、17億9千5百万円と前期に比べ9.2%の減少となりました。

以上の結果、当社グループの受注高は、Gondola・舞台部門における受注の増加により、57億9百万円と前期に比べ4.3%の増加となりました。

次に売上高について申しあげます。ゴンドラ・舞台部門は、好調な受注獲得に加え、順調な受注の消化により、40億4千万円と前期に比べ10.5%の増加となりました。

海洋関連部門は、順調に受注を消化することができましたが、受注の減少に伴い、17億4千万円と前期に比べ11.8%の減少となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は、ゴンドラ・舞台部門の売上増加に伴い、57億8千1百万円と前期に比べ2.6%の増加となりました。

利益面につきましては、営業利益は4億5千4百万円と前期に比べ8.2%の増益となり、経常利益は4億5千5百万円と前期に比べ7.8%の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は3億4千6百万円と前期に比べ6.0%の増益となりました。

事業別の受注高および売上高は次のとおりであります。

(単位：千円)

事業区分	受注高	売上高
ゴンドラ・舞台部門	3,913,162	4,040,697
海洋関連部門	1,795,987	1,740,887
合計	5,709,149	5,781,584

② 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は機動的かつ安定した運転資金の調達を行うため、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末において、当該契約に基づく借入れは実行しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第67期 (2022年3月期)	第68期 (2023年3月期)	第69期 (2024年3月期)	第70期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
受 注 高 (千円)	4,771,378	5,350,266	5,474,022	5,709,149
売 上 高 (千円)	4,494,579	5,350,025	5,637,362	5,781,584
経 常 利 益 (千円)	354,071	465,538	422,040	455,089
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	215,344	350,491	326,404	346,003
1株当たり当期純利益 (円)	27.71	45.10	42.00	44.52
総 資 産 (千円)	5,940,947	6,503,782	6,841,134	6,402,176
純 資 産 (千円)	3,992,980	4,237,744	4,473,978	4,677,342
1株当たり純資産 (円)	513.78	545.27	575.67	601.83

(3) 重要な子会社およびその他の関係会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)サンセイエンタープライズ	10,000千円	100%	当社事業の補完サービス業
サンセイゴンドラレンタルリース(株)	17,250千円	100%	仮設ゴンドラのレンタル
サ ン セ イ ゴ ン ド ラ (株)	18,000千円	100%	仮設ゴンドラのレンタル

②その他の関係会社の状況

株式会社光通信は当社のその他の関係会社であり、当社の議決権を間接所有を含めて24.06%所有しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、引続き緩やかな回復基調が期待されるものの、米国に端を発する経済不安や地政学リスク等、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと当社グループは、技術力の継承、若手人材の確保および定着に取り組み、各種設備の更新を実施し、経営基盤の強化に努めてまいります。

ゴンドラ・舞台部門では、各種設備の更新とともに技術開発に取り組み、主力事業としてさらなる競争力の強化に努めてまいります。

海洋関連部門では、各種設備の更新を行い、安定的な受注獲得を目指してまいります。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	主要な製品・事業内容
ゴンドラ・舞台部門	窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付、保守修理および仮設ゴンドラのレンタル
海洋関連部門	船舶修理、魚礁・浮体式灯標の製造販売

(6) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社	大阪市淀川区
支社	東京（東京都千代田区）
支店	名古屋（名古屋市中村区）
営業所	東北（仙台市青葉区）、広島（広島市中区）、九州（福岡市中央区）
工場	下関（山口県下関市）

② 子会社

(株) サンセイエンタープライズ	山口県下関市
サンセイゴンドラレンタルース(株)	大阪府吹田市
サンセイゴンドラ(株)	東京都調布市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ゴンドラ・舞台部門	175名	1名減
海洋関連部門	40名	—
その他の	1名	1名減
全社（共通）	15名	1名減
合計	231名	3名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190名	1名増	41.4歳	13.7年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	108百万円
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三井住友銀行	50
日本生命保険相互会社	50
株式会社山口銀行	30

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,987,700株
- ③ 株主数 3,034名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
(株) 光通信	1,538千株	19.80%
小嶋敦	879	11.32
和田秀樹	338	4.35
光通信(株)	331	4.26
上田八木短資(株)	192	2.48
サンセイ従業員持株会	171	2.21
石井秀明	170	2.19
小嶋悦子	170	2.19
櫻井敏夫	158	2.04
西村宗一郎	150	1.93

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,215,875株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（1,215,875株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	小 嶋 敦	
常 務 取 締 役	岸 本 竹 史	執行役員、営業本部長、東京支社長、 ゴンドラ・舞台総括
取 締 役	西 村 直 樹	執行役員、管理本部長、海洋総括
取 締 役	美 藤 直 人	美藤直人公認会計士・税理士事務所代表 監査法人ラットランド社員 (株)コンステックホールディングス監査役
取 締 役	三 宅 有	三宅有税理士事務所代表
取 常 勤 監 査 役	下 茂 稔 郁	
取 常 勤 監 査 役	河 村 俊 幸	
監 査 役	太 田 晶 久	太田晶久公認会計士・税理士事務所代表 ノーリツ鋼機(株)社外取締役（監査等委員） 監査法人つむぐ社員

- (注) 1. 取締役美藤直人氏および取締役三宅有氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役下茂稔郁氏および監査役太田晶久氏は、社外監査役であります。
3. 監査役太田晶久氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役美藤直人氏および取締役三宅有氏ならびに監査役太田晶久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2024年6月27日開催の第69回定時株主総会の終結の時をもって、阪田芳弘氏は監査役を辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たことに起因する損害賠償は上記保険契約による填補の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の会社法上の取締役および監査役、ならびに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、すべての被保険者は保険料を負担しておりません。

④ 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役及び監査役で構成する諮問会議に諮問し答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、諮問会議からの答申に従っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定し、業務執行取締役は固定報酬である基本報酬および短期インセンティブである業績連動報酬等により構成しております。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で基本報酬のみとしております。

ロ.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ.業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結業績を基準とした税金等調整前当期純利益を指標とし、指標となる利益に応じた金銭報酬（賞与）を一定の時期に支給することとしております。

二.基本報酬の額または業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行っております。取締役会は検討結果に基づく種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率は、概ね基本報酬：業績連動報酬等＝８：２としております（業績連動報酬等が100％支給される場合）。

⑤ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 等	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	86,400 (7,200)	73,200 (7,200)	13,200 (-)	—	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	35,400 (19,800)	35,400 (19,800)	— (-)	—	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	121,800 (27,000)	108,600 (27,000)	13,200 (-)	—	9 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を役員賞与を含め年額300,000千円（そのうち社外取締役分年額20,000千円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額40,800千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名です。

3. 監査役の支給人員には、2024年6月27日開催の第69回定時株主総会の終結の時をもって辞任した監査役1名（阪田芳弘氏）を含んでおります。

4. 業績連動報酬等に係る業績指標は、連結業績を基準とした税金等調整前当期純利益（役員賞与引当金繰入額控除前）であり、その実績は528百万円であります。当該指標を選択した理由は、取締役としての成果及び責任を明確にできる税金の影響をほぼ受けない利益であるためであります。業績連動報酬等の算定方法は以下のとおりであります。
- a. 業績連動報酬等に係る指標は、連結税金等調整前当期純利益（役員賞与引当金繰入額控除前）としております。ただし、業績連動報酬等を支給することにより連結税金等調整前当期純利益が350百万円未満となる場合には、業績連動報酬等を支給しないこととしております。
 - b. 業績連動報酬等の支給総額は、業績指標とする利益（百万円未満切捨て）に業績ポイントを乗じた額といたします。業績ポイントは、連結税金等調整前当期純利益（役員賞与引当金繰入額控除前）が550百万円以上の場合は0.030ポイント、450百万円以上550百万円未満の場合は0.025ポイント、350百万円以上450百万円未満の場合は0.015ポイントとなります。
 - c. 個人別の業績連動報酬等は、業績連動報酬等の支給総額に役位別に定めた役位ポイントを乗じ、役位ポイントの合計で除した額を支給することとしております。
 - d. 業績連動報酬等は、事業年度において6か月以上業務執行取締役を在任した者を支給対象としております。
 - e. 各業務執行取締役に支給する業績連動報酬等の上限額は、それぞれ代表取締役7.5百万円、常務取締役5.5百万円、取締役4.5百万円としております。
 - f. 当社の執行役員（取締役兼務者を除く4名）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、業務執行取締役に準じて決算賞与を支給することとしており、賞与引当金として11百万円を計上しております。また、業務執行取締役を対象とした業績連動報酬等、執行役員を対象とした賞与引当金に係る法定福利費として2百万円を別途計上しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役美藤直人氏は、美藤直人公認会計士・税理士事務所代表、監査法人ラットランド社員および㈱コンステックホールディングスの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役三宅有氏は、三宅有税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役太田晶久氏は、太田晶久公認会計士・税理士事務所代表、ノーリツ鋼機㈱の社外取締役（監査等委員）および監査法人つむぐ社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	取締役会等における出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 美藤直人	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、特に当社の財務状況および事業戦略等について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、役員報酬等に係る諮問会議の議長として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 三宅有	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、特に当社の財務状況および事業戦略等について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 下茂稔郁	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。
監査役 太田晶久	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40,700千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適当であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会への議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

記載すべき事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および使用人は会社の経営の基本方針である「当社は1956年の創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりで、より快適な社会の実現を目指しております。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することに努めております。」のもと、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

コンプライアンス体制の整備および維持を図るため、コンプライアンス統括事務局を法務担当部署の管理本部総務グループに設けるとともに、各部署にコンプライアンス・リーダーを選出し、法令遵守、規律強化と役職員への意識改革やコンプライアンスに関する教育を進めております。

内部統制管理室を設置するとともに、各部署にコンプライアンス・リーダー兼務の内部統制チェック・リーダーを選出し、各部署の所管する業務の内部統制チェックシートにより、自らの業務の自己点検を行い、業務の効率性と有効性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全のバックアップ確認を実施し、そのモニタリングを内部統制管理室で執り行っております。

社内ヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合において適切な措置を講じるための社内報告体制を構築しております。

監査室は、コンプライアンス統括事務局と連携し、使用人の職務が法令および定款に適合し、かつ合理的、効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役ならびに監査役会に報告しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会および取締役が出席した諸会議の議事録等は、規程等管理規程ならびに文書管理規程に従って管理本部総務グループで保存管理し、監査役または監査役会が取締役に文書の閲覧を申し出た場合、いつでも供しております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理の統括はマネジメント・レビューで執り行い、諸会議（営業会議、工事会議、統括部門長会議、生産工程会議、安全衛生委員会）でリスク管理活動を推進しております。

リスク管理活動を推進するため、諸規程（業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、与信管理規程）の運用状況を確認、評価し継続的改善を図っております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会については取締役会規則が定められ、その適切な運営が確保されており、原則として1ヶ月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

管理本部経営企画グループで予算管理を含む、每期、各部門の担当取締役の利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

管理本部総務グループを事務局として、四半期毎に開催される子会社合同会議において、各子会社社長は職務の執行に係る事項を当社に報告することとしており、当社の各子会社担当役員は各子会社の取締役会およびその他重要な会議において、月次の報告を受けることとしております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理につきましては、当社のマネジメント・レビューの結果が各子会社に周知徹底され、子会社合同会議および各子会社の定例会議において情報共有化を図ることとしております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役会については、原則として1ヶ月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

各子会社社長および当社の各子会社担当役員を中心に予算管理を含む、每期、利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等および使用人は、子会社各社の経営方針やその自主性を尊重しつつ、原則当社の経営の基本方針を踏襲し、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

各子会社において、内部統制チェック・コンプライアンスチェック担当者を選出し、自らの業務の自己点検を実施し、そのモニタリングを当社内部統制管理室で執り行っております。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の機能充実と監査の実施を円滑にするため、監査役補助者を使用人から兼務で若干名選出できるものとしております。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
専任スタッフではない当該使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課、懲罰等に関しては、監査役会の同意ならびに監査役会と事前協議および監査役会に報告と説明を要することとしております。
また、当該使用人の評価も監査役会と協議を要することとしております。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
イ. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
監査役または監査役会は、取締役および執行役員の職務の執行に対する監査の一環として独立した立場から、内部統制の整備および運用状況を監視、検証する役割と責任を果たすため、取締役会をはじめ重要な会議に出席するとともに、取締役会事務局、監査室、内部統制管理室からの定期的な報告ならびに当該部署において臨時的に発生した報告すべき事項および監査役または監査役会の求めにより、必要に応じてその都度当該部署からの報告を受けるものとしております。
ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
監査役または監査役会は、子会社合同会議に出席し、子会社各社の社長より重要事項の報告を受けており、取締役会においては、各子会社の担当役員より重要事項の報告を受けるものとしております。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および子会社においてヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合に適切な措置を講じるための報告体制を構築しており、報告者に対して不利な取扱いを行わないこととしております。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役または監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととし、緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求できることとしております。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役または監査役会は、上記の⑧以外に下記の部署より通知と報告を受けるものとしております。
- イ. 管理本部総務グループより、稟議書の回覧と報告、訴訟事象や不祥事の報告、重要会議の開催予定の通知、重要な開示情報の報告を受けるものとしております。
 - ロ. 管理本部経理グループより、月次の経営状況、財務状況の報告、企業グループの会計方針・会計基準およびその変更の通知と報告を受けるものとしております。
 - ハ. 管理本部経営企画グループより、事業計画の推移の報告、与信管理の状況報告を受けるものとしております。
- 二. 品質保証グループより、品質の欠陥に関する事項の報告を受けるものとしております。
- ⑫ 反社会的勢力との関係を遮断し排除するための体制
当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、コンプライアンス管理規程およびその他社内規程等を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。
反社会的勢力に対する対応を統括する部署を管理本部総務グループとし、社内関係部署および当該に係る外部専門機関との協力体制を整備しております。
取締役および使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、管理本部総務グループを中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する態勢を確立しております。
- (5) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
- ① 当社グループのコンプライアンス体制の運用状況
コンプライアンス管理規程を定め、当社グループの取締役および使用人に周知徹底を図っており、管理本部総務グループにおいて適宜教育を実施しております。
 - ② 当社の取締役の職務の執行に係わる体制の運用状況
当事業年度におきましては、取締役会を12回開催し、相互に業務執行を監督するとともに、社外役員が出席し適法性および適正性を確保しております。
 - ③ 当社グループの業務の適正を確保するための運用状況
当事業年度におきましては、子会社合同会議を4回開催し、当社の執行役員がグループ各社の取締役等の業務執行を監督しております。
 - ④ 当社の監査役の職務の執行に係わる体制の運用状況
当事業年度におきましては、監査役会を12回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する協議ならびに決議を行っております。
また、監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し、会計監査人、内部統制管理室および監査室と定期的に会合することで、取締役等の職務執行、内部統制の整備および運用状況を監視しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場しているものとして、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指し、創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりに取組んでおります。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することを図っております。

また当社は、不適切な支配の防止のため、2023年6月29日開催の第68回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）の継続導入を付議し、株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの特徴は、平時導入の事前警告型であります。

なお、本プランに関しましては、当社ウェブサイト(<https://sansei-group.co.jp/pages/35/>)に詳細を掲載しております。

③ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指すための施策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記①の基本方針に沿うものであると考えております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,470,248	流 動 負 債	1,246,740
現 金 及 び 預 金	1,084,811	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	249,461
受取手形、売掛金及び契約資産	2,281,684	短 期 借 入 金	30,000
仕 掛 品	42,156	1年以内返済予定長期借入金	210,339
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	24,097	未 払 法 人 税 等	110,651
そ の 他	38,322	賞 与 引 当 金	128,846
貸 倒 引 当 金	△823	役 員 賞 与 引 当 金	13,200
固 定 資 産	2,931,928	工 事 損 失 引 当 金	199,178
有 形 固 定 資 産	2,427,789	そ の 他	305,062
建 物 及 び 構 築 物	303,029	固 定 負 債	478,094
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	94,039	長 期 借 入 金	114,823
工 具 、 器 具 及 び 備 品	87,690	退 職 給 付 に 係 る 負 債	314,866
土 地	1,837,872	そ の 他	48,404
そ の 他	105,156	負 債 合 計	1,724,834
無 形 固 定 資 産	29,984	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	29,780	株 主 資 本	4,677,342
ソ フ ト ウ ェ ア	204	資 本 金	890,437
投 資 そ の 他 の 資 産	474,154	資 本 剰 余 金	104,015
繰 延 税 金 資 産	112,960	利 益 剰 余 金	4,101,478
保 険 積 立 金	251,380	自 己 株 式	△418,589
そ の 他	109,813	純 資 産 合 計	4,677,342
資 産 合 計	6,402,176	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,402,176

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,781,584
売上原価		4,427,879
売上総利益		1,353,705
販売費及び一般管理費		898,722
営業利益		454,982
営業外収益		15,663
受取利息及び配当金	2,024	
受取保険金	7,237	
固定資産売却益	2,108	
その他の	4,292	15,556
営業外費用		
支払利息	5,394	
保険解約損	8,148	
その他の	2,014	
経常利益		455,089
特別利益		47,169
投資有価証券売却益	47,169	
税金等調整前当期純利益		502,259
法人税、住民税及び事業税	151,343	156,255
法人税等調整額	4,911	
当期純利益		346,003
親会社株主に帰属する当期純利益		346,003

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年 4 月 1 日 残 高	890,437	104,015	3,872,053	△418,589	4,447,916
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△116,577		△116,577
親会社株主に帰属する 当期純利益			346,003		346,003
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	229,425	－	229,425
2025年 3 月 3 1 日 残 高	890,437	104,015	4,101,478	△418,589	4,677,342

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
2024年 4 月 1 日 残 高	26,061	26,061	4,473,978
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△116,577
親会社株主に帰属する 当期純利益			346,003
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△26,061	△26,061	△26,061
連結会計年度中の変動額合計	△26,061	△26,061	203,364
2025年 3 月 3 1 日 残 高	－	－	4,677,342

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

(株)サンセイエンタープライズ、サンセイゴンドラ(株)、サンセイゴンドラレンタリース(株)

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

i 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ii 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品

個別法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～45年

機械装置及び運搬具 9～10年

工具、器具及び備品 6～15年

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当連結会計年度対応分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。当社及び連結子会社は、主たる事業内容として、ゴンドラ・舞台として窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付及び納入製品の保守修理並びに仮設ゴンドラのレンタルを、海洋関連として船舶修理、これに伴う船員宿泊施設の運営並びに魚礁・浮体式灯標の製作を行っております。また、その他の事業内容としては、産業機械の製造販売等を行っております。

① ゴンドラ・舞台

窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売及び据付は、契約ごとに仕様が異なる個別受注生産を行っており、契約における義務の履行が完了した部分について別の用途に転用できない資産が生じ、かつ対価を受ける権利を有していると判断しております。履行義務は製造の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。

設備保守点検業務は、設備ごとに契約を締結しており、点検を実施する度に顧客は便益を受けることから、設備保守点検が実施されるごとに一時点で充足されるものとして収益を計上しております。

設備修理業務は、当社が納入した設備に対する保守を目的とした修理工事であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は修理工事の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、工事開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い修理工事は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

ゴンドラ仮設業務は、ビル建設やリニューアル工事等の作業現場で仮設ゴンドラ設備の提供を行っており、契約における義務の履行につれて顧客は便益を受けると判断しております。この履行義務は進捗に伴って充足されるものであり、当該契約期間に応じて収益を計上しております。

いずれも取引の対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

② 海洋関連

船舶修理業務は、顧客が保有する船舶に対する修理であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は船舶修理の進捗に伴って充足されるものであり、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、取引開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い船舶修理業務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

取引の対価は、主として履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「固定資産売却益」(前連結会計年度25千円)として表示しております。

前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当連結会計年度348千円)、「保険事務手数料」(当連結会計年度724千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました「営業外費用」の「コミットメントフィー」(当連結会計年度1,460千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、工事契約における損失の見積りであります。

工事損失引当金 199,178千円

工事損失引当金は、当連結会計年度末における未完成工事契約に対し、契約毎に受注残高と工事完成までの見積総原価を基に算定した損失見込額により認識しております。見積総原価は、材料費や作業工程で見込まれる費用の積算を基に算定しており、状況の変化を適切に反映させるため、継続的に見直しを行っております。また、当該見積りには、契約金額が多額となる案件や新たな設計、契約途中での仕様変更等による不確実性を伴う契約が含まれており、翌連結会計年度の連結計算書類において、実際に発生した費用が見積りと異なることとなる場合には工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	105,098千円
土地	1,674,458千円
計	1,779,556千円

担保に係る債務

1年以内返済予定長期借入金	108,335千円
長期借入金	100,000千円
計	208,335千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,723,891千円

3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産

受取手形	2,539千円
電子記録債権	91,381千円
売掛金	1,328,939千円
契約資産	858,823千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	8,987千株
------	---------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2024年6月27日開催の第69回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	116,577千円
② 1株当たり配当額	15円
③ 基準日	2024年3月31日
④ 効力発生日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月27日開催の第70回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

① 配当金の総額	116,577千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	15円
④ 基準日	2025年3月31日
⑤ 効力発生日	2025年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。また、長期借入金は、固定金利で調達しているため、金利変動のリスクを負っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額 * 1	時 価 * 1	差 額
長 期 借 入 金 * 2	(325,162)	(322,275)	△2,886

* 1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

* 2 1年以内返済予定長期借入金は、長期借入金に含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	－	322,275	－	322,275

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、借入契約毎に元利金の合計額と、国債等の適切な指標に契約期間、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(1) 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ゴンドラ・ 舞台	海洋関連	計		
設計・製造販売・据付	1,068,134	－	1,068,134	－	1,068,134
保守・修理	2,304,972	1,740,887	4,045,859	－	4,045,859
仮設ゴンドラレンタル	667,590	－	667,590	－	667,590
顧客との契約から生じる収益	4,040,697	1,740,887	5,781,584	－	5,781,584
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	4,040,697	1,740,887	5,781,584	－	5,781,584

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業機械の製造販売及びビル管理事業等を含んでおります。

(2) 収益認識の時期別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ゴンドラ・ 舞台	海洋関連	計		
一時点で移転される財又はサービス	2,272,321	1,740,887	4,013,208	－	4,013,208
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,768,375	－	1,768,375	－	1,768,375
顧客との契約から生じる収益	4,040,697	1,740,887	5,781,584	－	5,781,584
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	4,040,697	1,740,887	5,781,584	－	5,781,584

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、産業機械の製造販売及びビル管理事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 2. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,387,677
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,422,861
契約資産（期首残高）	538,134
契約資産（期末残高）	858,823
契約負債（期首残高）	195
契約負債（期末残高）	34,448

契約資産は、主に Gondola・舞台セグメントにおける設備の設計、製造販売及び据付に関する顧客との契約について、当連結会計年度末時点で完了しているがまだ請求していない作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事請負契約に関する対価は、顧客との契約に則った請求を行い、期日に対価を受領しております。

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する顧客との契約に基づき、顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。なお、契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、195千円であります。また、契約資産の増減は、主に Gondola・舞台セグメントにおける対価に関するものであります。契約負債の増加は、主に Gondola・舞台セグメントにおける前受金の増加によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において1,113,399千円であります。当該履行義務は、Gondola・舞台セグメントにおける設備の設計、製造販売及び据付に関するものであり、期末日後1年以内に約82%、1年超2年以内に約16%、2年超4年以内に約2%が収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	601円83銭
1 株当たり当期純利益	44円52銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,230,904	流 動 負 債	1,189,817
現金及び預金	876,045	買掛金	230,905
受取手形	1,639	短期借入金	30,000
電子記録債権	91,381	1年以内返済予定長期借入金	208,335
売掛金	1,270,985	未払金	191,037
契約資産	838,405	未払費用	45,848
仕掛品	61,192	未払法人税等	80,004
原材料及び貯蔵品	21,553	未払消費税等	1,225
前払費用	28,385	契約負債	34,448
その他の金	41,755	預り金	34,233
貸倒引当金	△440	賞与引当金	121,400
固 定 資 産	2,866,245	役員賞与引当金	13,200
有 形 固 定 資 産	2,300,694	工事損失引当金	199,178
建物	181,339	固 定 負 債	445,677
構築物	121,299	長期借入金	100,000
機械装置	81,149	長期未払金	30,810
工具、器具及び備品	11,374	退職給付引当金	314,866
土地	1,837,872	負 債 合 計	1,635,494
建設仮勘定	62,020	(純 資 産 の 部)	
その他の金	5,639	株 主 資 本	4,461,654
無 形 固 定 資 産	29,984	資本金	890,437
借地権	29,780	資本剰余金	104,015
ソフトウェア	204	資本準備金	104,015
投 資 そ の 他 の 資 産	535,566	利 益 剰 余 金	3,885,791
長期貸付金	103,963	利益準備金	119,377
長期未収入金	30,215	その他利益剰余金	3,766,414
保険積立金	244,962	繰越利益剰余金	3,766,414
差入保証金	96,448	自 己 株 式	△418,589
繰延税金資産	111,950	純 資 産 合 計	4,461,654
その他の金	4,799	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,097,149
貸倒引当金	△56,774		
資 産 合 計	6,097,149		

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,301,082
売上原価	4,219,532
売上総利益	1,081,550
販売費及び一般管理費	778,655
営業利益	302,894
営業外収益	
受取利息及び配当金	32,131
固定資産賃貸料	20,484
貸倒引当金戻入額	50,347
その他の	13,492
営業外費用	
支払利息	4,607
保険解約損	8,148
固定資産賃貸費用	13,878
その他の	2,012
経常利益	390,701
特別利益	
投資有価証券売却益	47,169
税引前当期純利益	437,871
法人税、住民税及び事業税	109,251
法人税等調整額	5,178
当期純利益	323,442

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2024年 4月 1日残高	890,437	104,015	104,015	107,719	3,571,207	3,678,926	△418,589	4,254,789
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当				11,657	△128,235	△116,577		△116,577
当 期 純 利 益					323,442	323,442		323,442
株主資本以外の 項目の事業年度中 の 変 動 額 (純 額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	11,657	195,207	206,864	－	206,864
2025年 3月31日残高	890,437	104,015	104,015	119,377	3,766,414	3,885,791	△418,589	4,461,654

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	26,061	26,061	4,280,851
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△116,577
当 期 純 利 益			323,442
株主資本以外の 項目の事業年度中 の 変 動 額 (純 額)	△26,061	△26,061	△26,061
事業年度中の変動額合計	△26,061	△26,061	180,803
2025年3月31日残高	－	－	4,461,654

(注) 千円未満は、切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品

個別法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 19～42年

構築物 15～45年

機械装置 9～10年

工具、器具及び備品 6～15年

(2) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額（中小企業退職金共済制度からの負担額を除く）を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主たる事業内容として、ゴンドラ・舞台として窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付及び納入製品の保守修理並びに仮設ゴンドラのレンタルを、海洋関連として船舶修理、これに伴う船員宿泊施設の運営並びに魚礁・浮体式灯標の製作を行っております。また、その他の事業内容としては、産業機械の製造販売等を行っております。

(1) ゴンドラ・舞台

窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売及び据付は、契約ごとに仕様が異なる個別受注生産を行っており、契約における義務の履行が完了した部分について別の用途に転用できない資産が生じ、かつ対価を受ける権利を有していると判断しております。履行義務は製造の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。

設備保守点検業務は、設備ごとに契約を締結しており、点検を実施する度に顧客は便益を受けることから、設備保守点検が実施されるごとに一時点で充足されるものとして収益を計上しております。

設備修理業務は、当社が納入した設備に対する保守を目的とした修理工事であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は修理工事の進捗に伴って充足されるため、見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、工事開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い修理工事は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

ゴンドラ仮設業務は、ビル建設やリニューアル工事等の作業現場で仮設ゴンドラ設備の提供を行っており、契約における義務の履行につれて顧客は便益を受けると判断しております。この履行義務は進捗に伴って充足されるものであり、当該契約期間に応じて収益を計上しております。

いずれも取引の対価は、主として履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 海洋関連

船舶修理業務は、顧客が保有する船舶に対する修理であり、契約における義務の履行に伴い顧客が当該資産を支配すると判断しております。履行義務は船舶修理の進捗に伴って充足されるものであり、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は見積総原価に対して実際に発生した原価の割合（インプット法）で算出した進捗率に応じて収益を計上しております。ただし、取引開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短い船舶修理業務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

取引の対価は、主として履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、工事契約における損失の見積りであります。

工事損失引当金	199,178千円
---------	-----------

工事損失引当金は、当事業年度末における未完成工事契約に対し、契約毎に受注残高と工事完成までの見積総原価を基に算定した損失見込額により認識しております。見積総原価は、材料費や作業工程で見込まれる費用の積算を基に算定しており、状況の変化を適切に反映させるため、継続的に見直しを行っております。また、当該見積りには、契約金額が多額となる案件や新たな設計、契約途中での仕様変更等による不確実性を伴う契約が含まれており、翌事業年度の計算書類において、実際に発生した費用が見積りと異なることとなる場合には工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	105,098千円
土地	1,674,458千円
計	1,779,556千円

担保に係る債務

1年以内返済予定長期借入金	108,335千円
長期借入金	100,000千円
計	208,335千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,476,307千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	50,993千円
長期金銭債権	134,178千円
短期金銭債務	36,266千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	54,775千円
仕入高	281,181千円
その他	1,651千円

営業取引以外の取引による取引高	53,089千円
-----------------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数

普通株式	1,215千株
------	---------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産	1,230千円
減損損失	34,543千円
貸倒引当金	18,022千円
賞与引当金	41,187千円
工事損失引当金	61,484千円
退職給付引当金	99,138千円
未払金	12,403千円
長期末払金	9,705千円
その他	28,978千円

繰延税金資産 小計	306,693千円
-----------	-----------

評価性引当額	△194,742千円
--------	------------

繰延税金資産 合計	111,950千円
-----------	-----------

繰延税金資産の純額	111,950千円
-----------	-----------

2. 決算日後の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記
 子会社等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	(株) サ ン セ イ エンタープライズ	所有 直接 100%	宿泊施設の運 営他 役員の兼任	不動産の賃貸 (注1)	16,800	－	－
	サンセイゴンドラ レンタリース(株)	所有 直接 100%	役員の兼任	貸付金の回収 (注2)	3,706	長期貸付金	26,962
				受取利息額 (注2)	289		
	サンセイゴンドラ(株)	所有 直接 100%	倉庫・事務所 の賃貸 役員の兼任	不動産の賃貸 (注1)	3,600	長期未収入金 (注4)	30,215
				資金の貸付 (注3)	24,090	流動資産 (その他) (注4)	34,340
				貸付金の回収 (注3)	31,090	長期貸付金 (注4)	77,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 不動産等の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上賃貸料金額を決定しております。
 (注2) 子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、貸付金金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 (注3) 子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、子会社の財務状況を勘案し、無利息としております。なお、担保は受け入れておりません。
 (注4) サンセイゴンドラ(株)への貸倒懸念債権（上表以外の債権を含む）に対して56,774千円の貸倒引当金を計上しております。
 なお、当事業年度において、50,347千円の貸倒引当金を戻入れております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)
 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	574円08銭
1 株当たり当期純利益	41円62銭

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

サンセイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 高 見 勝 文
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 中 田 信 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンセイ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンセイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

サンセイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 高 見 勝 文
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 中 田 信 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンセイ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

サンセイ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外） 下 茂 稔 郁 ㊞

常 勤 監 査 役 河 村 俊 幸 ㊞

監 査 役（社外） 太 田 晶 久 ㊞

株主総会参考書類

議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

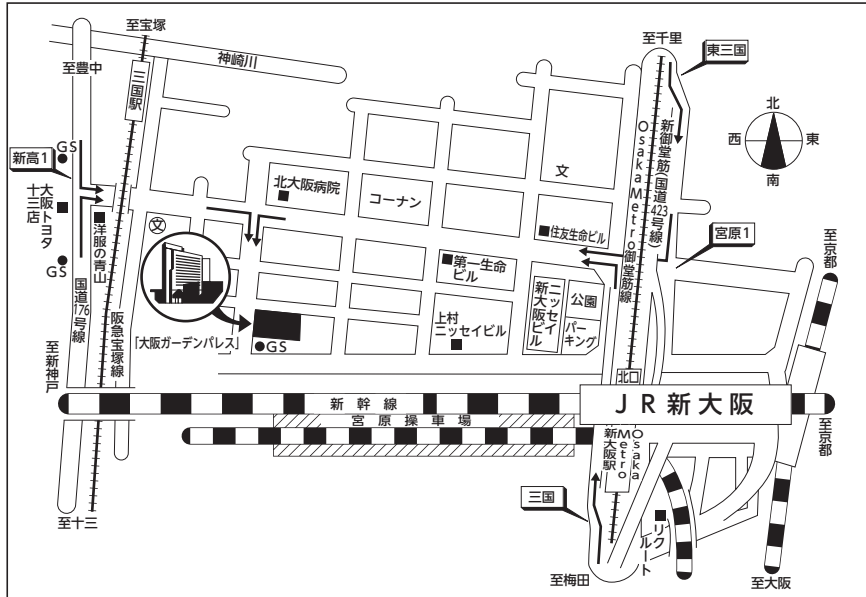
第70期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、116,577,375円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日といたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市淀川区西宮原一丁目3番35号
大阪ガーデンパレス2階 桐の間
TEL 06-6396-6211



＜交通のご案内＞

- 電車 ◇Osaka Metro御堂筋線「新大阪駅」④出口より徒歩10分
- ◇J R 「新大阪駅」北口より徒歩15分
- ◇新大阪駅より大阪ガーデンパレスのシャトルバスをご利用いただけます。詳しくは大阪ガーデンパレスのホームページ (<https://www.hotelgp-osaka.com>)をご参照ください。
- お車 ◇新御堂筋(国道423号線)をご利用の場合
梅田方面からは標識「三国」を出て信号を左折、千里方面からは「東三国」を出て直進、新大阪駅手前【宮原1】交差点を右折、約800m直進4つ目の信号を左折すぐ。
- ◇国道176号線をご利用の場合
【新高1】交差点を新大阪駅方面に約600m東進、4つ目の信号を右折すぐ。